特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
11	軽自動車税の賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鉾田市長

公表日

令和7年1月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1 渕建1 和						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務					
②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税の賦課に関する事務を実施している。 ①税申告書・申請を基に車両の登録又は廃車の管理 1. 住民からの申請による異動 2. 検査協会からの税申告書による異動 3. 運輸支局からの税申告書による異動 ②各種証明書の発行 1. 証明書発行申請 2. 証明書発行 ③納税通知書の発行 1. 賦課期日現在において軽自動車等を所有している者に軽自動車税を賦課 2. 納税通知書発行 ① 減免申請受付・決定 1. 減免申請受付 2. 減免決定通知書発行					
③システムの名称	軽自動車税システム,宛名管理システム,バックアップシステム,中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名	A Company of the Comp					
1. 車両情報ファイル 2. 宛名	情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1号 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条					
4. 情報提供ネットワークシ	アステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】なし 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	総務部税務課					
②所属長の役職名	税務課長					
6. 他の評価実施機関						
総務省						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	鉾田市総務部総務課 茨城県鉾田市鉾田1444番地1 0291-33-2111					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	鉾田市総務部税務課 茨城県鉾田市鉾田1444番地1 0291-33-2111					
9. 規則第9条第2項の適用	目]適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	令和5年12月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	5年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書] よ、それぞれ重g	点項目評価	5書又は全項[<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 目評価書において	i書及び i書及び:	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供ネット	ワークシスティ	ムを通じた	:入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[+	分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+	分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力	を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託	ŧ				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特に力	を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提	供ネットワーク	システムを	通じた提供を	除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[+	分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	売		[]接続	しない(入手)	[0]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[+	分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
判断の根拠	当初賦課・異動処理(税額変更)事務では、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ●特定個人情報の記載がある申告書等(USBメモリを含む)の保管 ●個人番号及び本人確認が記載された申請書の廃棄						

9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正に使 4) 委託先における不正な使用等(5) 不正な提供・移転が行われるリ 6) 情報提供ネットワークシステム。	フへの対策 必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 使用されるリスクへの対策 のリスクへの対策 スクへの対策 スクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) を通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 を通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	が介在する局面ごとに、人為的ミスが多	を行った上で、上席の最終確認を得るようにしている。また、人手 を生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有す

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(27の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第20条第6号	【情報提供の根拠】なし 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第20条	事後	
	1当部者	税務課長 小見 憲男	税務課長 海老原 尚也	事後	
平成30年6月15日	当部者	税務課長 海老原 尚也	税務課長 舊役 秀行	事後	
令和3年3月15日	5. 評価実施機関における担 当部署	市民部税務課	総務部税務課	事後	
市和3年3月15日	扱いに関する問合わせ	番地1 0291-33-2111	鉾田市総務部税務課 茨城県鉾田市鉾田1444 番地1 0291-33-2111	事後	
令和3年9月1日	テムによる情報連携	【情報提供の根拠】 なし	【情報提供の根拠】	事前	
令和5年12月12日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年3月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和7年1月31日	WIII スク対策	新規	【十分である】 当初賦課・異動処理(税額変更)事務では、下記 の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手 作業が介在するが、いずれの局面においても複 数人での確認を行うようにしており、人為的ミス が発生するリスクへの対策は十分であると考え られる。 ●特定個人情報の記載がある申告書等(USBメ モリを含む)の保管 ●個人番号及び本人確認が記載された申請書 の廃棄	事後	
	VIリスク対策 11. 最も優先度が高い考えら れる対策	新規	の 特定回入情報の備えい、成人・致債リスノへの対策 【十分である】 必ず複数人での確認(ダブルチェック)を行った 上で、上席の最終確認を得るようにしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが 発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ●人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務 処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ●特定個人情報を含む書類(USBメモリを含む)は、施錠できる書棚等に保管することを徹底す	事後	